土地改良法（昭和24年法律第１９５号）第48条第９項において準用する同法第８条第１項の規定により、観音寺市豊田土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）堂之岡地区）を行うことについて令和８年11月５日適当と決定した。

その関係書類を県のウェブサイトにおいて令和８年11月13日から同年12月３日まで縦覧に供する。

令和８年11月13日

香川県知事　　池　　田　　豊　　人